

相模興業採石場増設事業に係る環境影響予測評価書案の概要

1 対象事業の名称等

- (1)事業の名称 相模興業採石場増設事業
 (2)事業者 神奈川県海老名市中新田1762番地
 相模興業株式会社 取締役社長 加藤一郎
 (3)事業の種類 土石の採取
 (4)対象事業の目的 昭和45年以来、約30年にわたって、神奈川・東京へ骨材を供給し続けてきたが、既存採石場は終掘に近づいてきている。このような状況から、既存採石場の隣接地に採石事業を継続し、都市基盤整備に必要不可欠な骨材の安定供給を図りつつ、地場産業として地域経済への貢献を目的とする。

2 手続き等を行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容

実施区域の選定に当たっては、周辺の環境に配慮して、貴重な動植物の既知生息・生育地域でないこと、周縁部に緑地を残す段階的施工方法を採用することができ景観に配慮した掘削が可能であること等の要件を設定し、その要件を満足する地域として既存採石場の隣接地を選定した。

3 対象事業の位置等

- (1)実施区域 厚木市中荻野字西山1933-34 外3筆
 (2)実施区域及び周辺地域の環境の特性
 実施区域は厚木市の北西部に位置し、都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化調整区域となっており、実施区域の南側800mに最も近い集落が位置している。実施区域は中起伏の山地の地形で、植生としては大部分がクヌギ・コナラ群落で占められ、また、実施区域周辺はアカシデ・イヌシデ群落、スギ・ヒノキ・サクラ植林等の植生がみられる他、小鮎川に流れ込んでいる華巖排水路もある。

4 対象事業の内容

- (1)対象事業の規模
 実施区域面積 293,000平方メートル
 岩石採取計画 岩石採取期間は約30年を予定し、10年を1期として3期に分けて行う。

岩石採取量 (立方メートル)	—	原石	表土	合計
	総量		14,940,000	1,836,000
第1期		4,416,000	964,000	5,380,000
第2期		5,267,000	470,000	5,737,000
第3期		5,257,000	402,000	5,659,000

(2)事業の実施方法

- 段階的に立木伐採・表土除去をした上で岩石採取を行い、採掘した岩石は、関連区域内の既存砕石プラントにおいて破碎、選別等を経て製品とする。
- 出現する採掘残壁は一段の高さを10m、勾配を60°とし、一段毎に幅6mの小段を設ける。法面部はツタ類の植栽と種子吹付けを施工する。また、小段部は実施区域の潜在自然植生の構成種や県推奨木の苗木の植え付けを行い、有効な森林緑地の回復を実施する。

(3)土地利用計画

利用区分		面積 (平方メートル)	割合 (%)
実施区域	採取区域	229,500	78.3
	残置森林	63,500	21.7
	合計	293,000	100
関連区域	プラント・搬出路・事務所等	374,000	65.3
	関連区域内の採取区域	198,500	34.7
	合計	572,500	100

○経年土地利用計画

(単位：平方メートル)

	着手10年後	着手20年後	着手30年後
採取区域面積（累計）	120,500	179,300	229,500

※採取区域面積は、実施区域内のみの値である。

5 環境影響予測評価の結果の概要

環境影響予測評価の結果の概要は次表の通りである。

環 境 影 響 評 価 の 結 果

評価項目	評価細目	予測評価結果の概要
大気汚染	粉じん	事業の実施により粉じんが発生することが考えられるが、事業所内には散水車を配置して乾燥時には適宜散水を行うことや、搬出道路及び県道は適時道路清掃車で清掃するなど様々な発生・飛散防止対策を行うことから、実施区域及び周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはない。
水質汚濁	外観	段階的な採掘による急激な裸地の増加抑制及び早期緑化、土留めえん堤の築造による土砂の流出の防止などの環境保全対策を講じることから、現況における公共用水域の外観に著しい変化を及ぼすことはない。
騒音・低周波 空気振動	騒音	操業時の工場騒音レベルは環境基準値を下回っている。採掘に伴う発破騒音レベルは、直近民家において現況調査で発破のピークを確認できなかった。また、道路交通騒音レベルは、夜間において環境基準値をやや上回る結果となったが、現況の騒音レベルと比較してわずかな増加であった。したがって、騒音が実施区域及び周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはない。
	低周波 空気振動	操業時の低周波空気振動レベルは建具のがたつきや圧迫感、振動感を感じる閾値以下である。また、採掘に伴う発破によるものについては、直近民家において現況調査で発破時のピークを認められなかった。したがって、低周波空気振動が実施区域及び周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはない。

振動	—	操業時の工場振動レベルは現況の振動レベルと比較してわずかな増加であった。採掘に伴う発破振動レベルは段発発破の採用や薬量の抑制等の環境保全対策を講じることから影響は少ない。また、道路交通振動は法に基づく限度を下回っている。したがって、振動が実施区域及び周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはない。
水象	河川	事業計画による必要調整容量を十分に満たす調整池を計画している。また、段階的な掘削による裸地の急激な増加抑制や早期緑化等の環境保全対策を講じることから、河川流量の変化が周辺地域の居住環境に著しい影響を及ぼすことはない。
地象	傾斜地の崩壊	採掘は、採石法に基づく県の審査基準を満足する岩石採取計画に従って実施する。また、実施区域境界に保全区域として森林を残し、掘削面に種子吹付・苗木植栽等の緑化工を実施する等の崩壊防止措置を講じることから、傾斜地の崩壊のおそれはないので、周辺の地象に著しい影響を及ぼすことはない。
植物・動物・生態系	—	事業の実施に伴う森林伐採により一部の生物種は生息数が減少し、個体群サイズが一時的に縮小するが、残置森林の確保や生物の逃避が可能となる段階的な採掘を行うこと及び落葉広葉樹や郷土種による積極的な植栽を行うことにより、徐々に土地の典型性を示す里山の雑木林が形成され、昆虫類や鳥類などの移動性の高いものからその生息が回復する。また、流域の変更を行わず、濁水の防止を図る計画であることから、下流に生息する魚類や水生生物への影響はほとんどない。したがって、事業実施期間中は一時的な森林面積の縮小と、段階的な回復、新たな草原・低木群落の出現により、個体数レベルの回復は遅れるものの、種レベルの回復は徐々に進行すると考えられ、水生生物にも影響がないことから、事業実施区域及びその周辺における生物の生育生息状況に与える影響は最小限に抑えられる。さらに、事業終了後には再び森林が形成され、地域本来の生物相の定着が進むことが予測されることから、生物と生息環境の関わり、生物相互の関わり及び生物多様性に著しい影響を及ぼすことはない。
景観	—	主要な展望地点からの景観への影響については、実施区域を望む方向によりやや大きくなる展望地点も存在するが、実施区域境界から所定の残置森林を残すことや、採石終了後には順次緑化を行うことにより稜線の変化による視覚的な違和感は最小限に抑えられることから、景観に著しい影響を及ぼすことはない。
安全	交通	事業の実施により交通量の増加が見込まれるが、交差点における交通容量の変化及び混雑度の予測の結果から、関係の交差点においては、地域の交通に及ぼす影響は少なく、円滑に走行できる。また、周辺の学校施設の近傍に信号機を備えた横断歩道が整備されていることから、通学路の安全に支障を及ぼすことは少ない。さらに、運転手に対して安全運転やマナーの啓発を図る等の環境保全対策を講じることから、関係車両の走行により地域の交通安全に影響を及ぼすことはない。

- 選定しない項目：土壌汚染、地盤沈下、悪臭、廃棄物・発生土、電波障害、日照障害、気象、文化財、レクリエーション資源、地域分断